

区役所からの
お知らせ



介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等で、一定の要件にあてはまる被保険者に対して介護保険料の減免を実施します。
 減免の対象となる方の要件や減免申請に必要な書類、申請書は大阪市ホームページに掲載しています。
 インターネットをご利用できない場合はお問い合わせください。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、お電話による相談や郵送での申請等にご協力をお願いします。

問合 保健福祉課(介護保険)
 1階⑩番
 ☎6915-9859



児童扶養手当の現況届の提出をお願いします

現在、児童扶養手当を受給している方に「お知らせ(現況届について)」をお送りしますので、8月中に現況届を提出してください。
 この届の提出がない場合は、令和3年1月期からの児童扶養手当の支払を受けることができなくなります。

問合 保健福祉課(子育て支援)
 1階⑫番 ☎6915-9107

特別児童扶養手当・特別障がい者手当の認定を受けているみなさまへ「所得状況届」および「現況届」の提出について

特別児童扶養手当の認定を受けている方に「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方に「現況届」をお送りしています。8月12日(水)～9月11日(金)までに提出してください。
 これらの届は支給要件や所得状況を確認するもので、8月分以降の手当の受給に必要な手続きです。期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合がありますので、必ず期間内に提出してください。
 なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問合 保健福祉課(障がい者支援) 1階⑬番
 ☎6915-9857 FAX 6913-6237

盆踊り・夏祭り・縁日のお知らせ

8月に地域活動協議会が実施を予定していた「盆踊り・夏祭り・縁日」などは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたします。

問合 市民協働課 1階⑧番 ☎6915-9166

「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険では、保険料の計算や国の補助金を申請するために、10月の月上旬までに税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)および減免は、世帯全員の所得が判明している必要があります。

所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんので、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険料のための所得の申告を行う必要があります。

なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象として、8月から「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけますので、必ず提出をお願いします。

問合 窓口サービス課(保険年金) 3階⑳番
 ☎6915-9956

外国籍のお子さんの入学手続きについて

令和3年(2021年)4月に大阪市立の小・中学校へ入学を希望される外国籍のお子さんの保護者の方は、9月30日(水)までに手続きしてください。

入学資格

小学校
 平成26年(2014年)4月2日から平成27年(2015年)4月1日までに生まれたお子さん

中学校
 令和3年(2021年)3月に小学校卒業の見込みのお子さん

申請方法

上記の入学資格があるお子さんの保護者の方へ区役所から8月中旬に入学のご案内を送付します。入学案内書の右側の「入学申請書」に必要事項をご記入のうえ、送付(〒538-8510/住所不要 鶴見区役所)またはご持参ください。

なお、転居等により入学のご案内がお手元に届かなかった場合でも、区役所で手続きをすることができます。

※学校選択制にかかる書類は別途8月下旬から9月上旬に送付します。(新中学1年生は小学校を通して配布)
 ※入学される学校は、12月末までに区役所からお知らせします。

問合 窓口サービス課(住民情報) 1階③番
 ☎6915-9963



各種無料相談日 8月

	相談名	日時	申込方法	場所
①	法律相談 (弁護士)	8月28日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日) ※8月14日(金)は実施しません	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※16名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所 3階相談室 ※扉を開けて換気して相談業務を行っています。 ※必ずマスク着用をお願いします。
②	不動産相談 (宅地建物取引士)	8月11日(火) 13時～16時 (毎月第2火曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
③	司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など)	8月19日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④	花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 6912-0650	中止	次回は9月9日(水)予定 (毎月第2水曜日)	
⑤	ごみの出し方・リサイクル相談 問合 城北環境事業センター 6913-3960	8月18日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場にて受付	鶴見区役所 1階ロビー
⑥	人権相談(専門相談員) (いじめ、差別、虐待、セクハラ、DVなど)	【平日】 9時～21時 【日・祝】 9時～17時30分	専門相談員が電話、FAX、メール、面談で相談をお受けします。鶴見区役所での相談をご希望の場合は事前にお申込みください(☎6532-7830) ※通話料は自己負担 FAX 6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net	
⑦	こころの相談 (精神科医) 問合 保健福祉課(保健活動) 6915-9968	8月28日(金) 14時～15時30分	事前に電話または①番窓口にて受付(☎6915-9968) ※各日2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口
⑧	●日曜法律相談 ●ナイター法律相談	日曜法律相談は8月23日(日)此花区役所・天王寺区役所で実施。 ナイター法律相談は今月は実施されません。詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」(☎4301-7285)までお問い合わせください。 ※マスク着用の徹底をお願いいたします。マスク未着用の場合、相談ブースへの入室はお断りいたします。 ※体調不良とお見受けされる場合は、相談ブースへの入室をお断りすることがあります。		

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

納税猶予のご相談

新型コロナウイルス感染症の影響により、納期限までに納付が困難な場合は、納税を猶予する制度があります。お問い合わせはお電話をお願いします。

問合 <市税の納税や猶予に関する事>

京橋市税事務所 収納対策担当
 ☎4801-2949 FAX 4801-2905
 ※問い合わせ可能日時…平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時)

<法人市民税や事業所税等の納税や猶予に関する事>

船場法人市税事務所 収納対策担当
 ☎4705-2949 FAX 4705-2905 ※問い合わせ可能日時…平日9時～17時30分

